

総合評価方式の改正概要について【工事、測量等委託業務共通】

平成 29 年 3 月 福島県入札監理課

福島県では平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから総合評価方式に関する取扱いを下記のとおり一部見直すこととしましたのでお知らせします。

1 金額区分及び類型の見直しについて 【工事関係】

(1) 金額区分の見直しについて

平成 20 年度から現行の類型金額区分で総合評価方式を実施しておりますが、震災以降、資材・労務単価の上昇、諸経費等の増加、発注ロットの大型化の傾向があり、それらの状況の変化を踏まえ、以下のとおり各類型の金額区分を見直します。

	類型	改正後（平成 29 年 4 月以降）	現行（平成 29 年 3 月まで）
（設計金額） 対象金額	標準型	5 億円以上～WT0 対象金額未満	2 億円以上～WT0 対象金額未満
	簡易型	1 億円以上～5 億円未満	5 千万円以上～2 億円未満
	特別簡易型	3 千万円以上～1 億円未満	3 千万円以上～5 千万円未満
	復興型	1 億円以上～5 億円未満	5 千万円以上～5 億円未満

※特別簡易型の抽出(3 千万円未満)については、現行どおり。

(2) 復旧型の新設について

災害復旧工事については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づいて災害等緊急随意契約により対応しておりますが、その対象は真にやむを得ない場合とされています。その上で、東日本大震災以降も大規模な災害が発生しており、応急工事などの迅速な災害対応が求められる工事は、災害等緊急随意契約により対応する一方で、本格的な災害復旧工事では、透明性・公正性等と円滑な発注の両立が求められます。

このため、災害復旧工事は、基本的に原形復旧で工種が少ないこと、また、現場に精通した企業により工事の品質確保が期待できること、地域の安全・安心に寄与することを踏まえ、地域貢献の評価に重点を置き、入札事務手続きを簡素化・迅速化した

「復旧型」を新設します。

	復旧型（平成 29 年 4 月以降）
1) 対象工事	災害査定を受けて発注する災害復旧工事 ※地域要件が「全国」の発注種別工事は適用対象外とする。
2) 対象金額	3 千万円以上～5 億円未満
3) 評価項目・配点	特別簡易型と同様

2 配置予定技術者の実績における途中変更の取り扱いについて 【工事関係】

配置予定技術者の同種・類似工事の実績、工事成績及び優良工事表彰については、従事期間の途中で変更している場合は、加点対象になりませんでした。やむを得ない事由により途中変更する場合は、以下のとおり評価します。

改正後（平成 29 年 4 月以降）	現行（平成 29 年 3 月まで）
途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。 <u>但し、やむを得ない事由（死亡、病気、退職等）により途中で変更になった場合で、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</u>	途中で変更になった場合は加点対象となりません。

※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の 50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で 1 工種で 50%に満たない場合は、合わせて 50%以上を占める 2 種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。

3 「企業の地域社会に対する貢献度」の配点の見直しについて 【工事関係】

(1) 「県内業者活用」⇒ 配点増

県内の経済の活性化及び雇用の確保を図るため、下請や資材購入等を含む「県内業者活用」の配点を見直します。

(2) 「入札参加者の所在地」⇒ 配点増

地域に精通した企業による工事の品質確保を期待するとともに、地元建設業の健全な発展を促すため、工事箇所と同一市町村にある企業について、施工上の優位性を重視して配点を見直します。

評価項目 (企業の地域社会に対する貢献度)	配点									
	標準型			簡易型			特別簡易型			
	現行	改正	増減	現行	改正	増減	現行	改正	増減	
障がい者雇用	0.5	0.5	0	0.5	0.5	0				
安全管理	0.5	0.5	0	0.5	0.5	0				
環境配慮	0.5	0.5	0	0.5	0.5	0				
県内業者活用	1	1.5	0.5	1	1.5	0.5				
働く女性応援	0.5	0.5	0	0.5	0.5	0				
仕事と生活の調和	0.5	0.5	0	0.5	0.5	0				
新分野進出	1	1	0	1	1	0				
同一市町村内工事実績										
一般土木工事 又は舗装工事	過去3年以内に3件以上	2.5	2.5	0	2.5	2.5	0	1	1	0
その他の発注種別	過去3年以内に2件	1.5	1.5	0	1.5	1.5	0	0.5	0.5	0
	過去10年以内に1件	2.5	2.5	0	2.5	2.5	0	1	1	0
入札参加者の所在地										
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村		2.5	3	0.5	2.5	3	0.5	1	1.5	0.5
上記以外の評価対象区域内		2	2	0	2	2	0	0.5	0.5	0
ボランティア活動		2	2	0	2	2	0	0.5	0.5	0
消防団加入		1	1	0	1	1	0	0.5	0.5	0
(選 択 項 目)	①災害時の出勤実績又は災害応援協定締結	2.5	2.5	0	2.5	2.5	0	1.25	1.25	0
	②新卒・離職者の雇用実績									
	上位点	2.5	2.5	0	2.5	2.5	0	1.25	1.25	0
	下位点	1.5	1.5	0	1.5	1.5	0	0.75	0.75	0
	③雇用の維持・確保(上位点)									
	上位点	2.5	2.5	0	2.5	2.5	0	1.25	1.25	0
	下位点	1.5	1.5	0	1.5	1.5	0	0.75	0.75	0
	④除雪・維持補修業務の実績(上位点)									
上位点	3	3	0	3	3	0	1.5	1.5	0	
下位点	2.5	2.5	0	2.5	2.5	0	1.25	1.25	0	
合計(一般土木工事又は舗装工事)		18	19	1	18	19	1	5.75	6.25	0.5
合計(上記以外の工事)		17.5	18.5	1	17.5	18.5	1	5.5	6	0.5
加算点合計(一般土木工事又は舗装工事)		55.5	56.5	1	35.5	36.5	1	10.25	10.75	0.5
		75.5	76.5	1	35.5	36.5	1	10.25	10.75	0.5
加算点合計(上記以外の工事)		55	56	1	35	36	1	10	10.5	0.5
		75	76	1	35	36	1	10	10.5	0.5

4 「入札参加者の所在地」の評価対象となる支店・営業所の見直しについて

【工事関係】

支店・営業所の評価は、福島県工事等請負資格業者名簿に記載された委任先を対象としておりますが、建設業法の許可を受けた支店・営業所は、事業活動を行っていることから、委任の有無にかかわらず評価対象とします。

		評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）			
		改正後（平成 29 年 4 月以降）		現行（平成 29 年 3 月まで）	
評価対象となる入札参加者		<ul style="list-style-type: none"> 下記の地域にある県内業者の本店・支店・営業所。なお、開札日時時点で建設業法の許可を受けている支店・営業所を以下の地域に有する場合は、配点が高い方で評価。（委任の有無は問わない。） 		<ul style="list-style-type: none"> 下記の地域にある県内業者の本店。 下記の地域にある県内業者の支店・営業所であって、開札日時時点で有効な福島県工事等請負資格業者名簿に記載された委任先。 	
配点 〔標準型〕 〔簡易型〕 〔特別簡易型〕	上位点	下位点	上位点	下位点	
	〔3.0点〕 〔3.0点〕 〔1.5点〕	〔2.0点〕 〔2.0点〕 〔0.5点〕	〔2.5点〕 〔2.5点〕 〔1.0点〕	〔2.0点〕 〔2.0点〕 〔0.5点〕	
地域要件	管内	同一市町村	土木事務所管内	同一市町村	土木事務所管内
	隣接3管内		建設事務所管内		建設事務所管内
	県内		県内		県内
	全国				

5 確認のための提出書類の見直しについて 【工事関係】

落札候補者決定後に技術提案を確認する提出書類については、評価項目あたりの数が非常に多く（標準型の場合：39種類/22項目）、過度の負担となっております。

他県においては、発注者側で確認できる資料は提出を求めてないことから、**発注者所有等のデータで確認できる資料は提出不要**とします。（標準型の場合：21種類/22項目）

6 その他 【工事関係】

上記以外にも運用の改善を図るため「総合評価点評価基準」、「様式関係記載留意事項」、「様式」、「手引き」等の一部見直しを行っております。

必ず見直し後の資料を確認願います。

7 適用年月日 【工事関係】

平成29年4月1日以降に入札公告する案件から適用します。